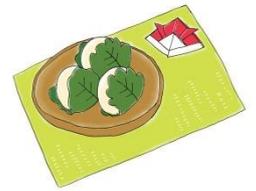


1. 「高度プロフェッショナル制度」について

4月から一連の働き方改革関連法が施行されていますが、その中で「高度プロフェッショナル制度」という国会審議の最中は割合騒がれたものの、いざ施行の段階ではあまり報道されていない制度があります。高度プロフェッショナル制度とは短く言うと、職務の内容が明確で1075万円以上の年収がある労働者を対象に、104日以上の日曜日を確保し、労働者本人の同意の上で労働基準法上の労働時間や休憩、休日、深夜割増賃金に関する規定を適用しない制度です。条件が合っ

1. 労使委員会の設置(委員の過半数は労働者側から選出。最小では会社側1名労働者側2名で設置)
2. 労使委員会の決議(対象の労働者や業務、健康管理時間、決議の期間など10項目を委員の5分の4以上の賛成で決議)
3. 決議を労働基準監督署へ届け出る
4. 対象労働者(本人の)同意を書面で得る
5. 対象労働者の健康管理時間等3項目を定期的(6ヶ月以内ごと)に労働基準監督署へ報告
6. 決議期間の満了を迎え、更新する場合は2.へ



労使委員会が聞きなじみがないかもしれませんがこの制度は企画業務型裁量労働制導入の際に定められていて、実際の活用度はあまり高くないものの制度としてはもともとありました。高度プロフェッショナル制度は手続き、定期的な監督署への報告もさることながら、年収要件や具体的な対象業務がかなり具体的に示されています。なお、個人的な印象ですが、中小企業での導入実績はほとんどありません。ご検討される場合は事前に一度お問い合わせください。

2. 長時間労働に繋がる商慣行の課題とは？ 中小企業庁の調査より

長時間労働に繋がる商慣行に関するWEB調査が中小企業庁により実施され、先日、結果が公表されました。これは長時間労働に繋がる商慣行として「繁忙期対応」と「短納期対応」にフォーカスして調査したもので(全国の2,537社の回答)、結果をみると、繁忙期は約7割の企業で発生しており、取引上の問題としては「問題のある受発注方法の常態化」(4割超回答)「年末・年度末集中」(約3割回答)が挙げられました。短納期受注は、直近1年の状況で6割の企業で発生しており、発生要因としては8割の企業が「取引先からの要望への対応」と回答しており、取引上の問題として「納期のしわ寄せ」「受発注方法(多頻度配送・在庫負担・即日納入)」といった課題が挙げられていました。各回答企業が業界特有の商慣行や課題として挙げたものをみると、取引先の在庫圧縮、前工程の遅れの吸収、賞味期限、多頻度配送、待機時間、取引先が希望する時間帯に対応せざるをえない、などがあります。

政府でも省庁横断的に検討を行う「中小企業・小規模事業者の長時間労働是正・生産性向上と人材確保に関するワーキンググループ」が開催されており、課題の改善に向け業界団体、事業者、自治体等へ働きかけていくこととしております。第7回WGの資料には「労働基準監督署等で把握した働き方改革を阻害する取引環境等の改善事例」があり、発注元・受注先で協議し改善を図った事例もあります。企業間で連携しこれらの問題に取り組む情勢になりつつあるようです。

(中小企業庁調査発表のページ:

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2019/190304shoukanshu_chousa.htm)

(第7回中小企業・小規模事業者の長時間労働是正・生産性向上と人材確保に関するワーキンググループ議事次第:

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/katsuryoku_kojyo/choujikan_wg/dai7/gijisidai.html)

● 編集後記 ●

4月27日より5月6日までの10連休は、当事務所でも働き方改革を実践すべく、思い切って休暇をとり、それぞれにリフレッシュをします。私は、前半は台北で阿波踊り、後半は蘇州。戸田は長崎に帰省、軍艦島観光を計画中とのこと。休暇を取られる方も仕事をされる方も、新元号をそれぞれの立場で迎えて、新たな時代を感じたいですね。(秋山)

あおぞら人事・労務サポート
特定社会保険労務士
秋山幸子 (登録NO.13050514)
三鷹市下連雀3-38-4
三鷹産業プラザ307
TEL:0422-24-8625
FAX:0422-24-8605
E-mail: info@aozora-sr.com
URL: www.aozora-sr.com

責任編集: 社会保険労務士(武蔵野統括支部メンバー): 秋山・隅谷・安部・酒井・福岡